特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	子どものための教育及び保育給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、子どものための教育及び保育給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育及び保育給付の支給に関する事務			
②事務の概要	就学前児童の認定こども園等への申込受付等の保育業務全般の一体的な運用並びに保育の必要性の認定情報の管理並びに施設事業者の管理及び給付費の支払管理事務を行う。 【業務内容】 ①認定・利用調整 ②確認 ③契約 ④給付費の請求・支払 ⑤交付金の請求(市⇔国等) ⑥行政情報の報告(市⇔国等) ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。			
③システムの名称	 ・子ども子育て支援システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能 			

2. 特定個人情報ファイル名

子ども子育て支援特定個人情報ファイル

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表(127の項)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め

る事務を定める命令第68条

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	[情報提供の根拠及び主務省令] なし [情報照会の根拠及び主務省令] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 155の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

á

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先 〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-52-6340						
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1)発生あり 2)発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、リス	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス ⁻	アムを通じた。	人手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ■務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン バー取得を徹底していることから、人為的ミスが発
判断の根拠	生するリスクへの対策は「十分		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的タシステムを通じて不正な	限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 の対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		書類等を廃棄する場合	R管することを徹底する。 には、廃棄した記録を保存する。 漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分であ

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務 省令] なし [別表第二における情報照会の根拠及び主務 省令] 116の項/行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定める事務及び情報を定 める命令第59条の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]なし[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令]116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事前	
令和5年3月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	就学前児童の認定こども園等への申込受付等の保育業級の一体的な運用並びに保育の 必要性の影定情報の管理並びに施設事業者の 管理及び給付費の支払管理事務を行う。 【業務内容】 ①認定・利用調整 ②確認 ③契約 ④給付費の請求・支払 ⑤交付金の請求(市⇔国等)	就学前児童の認定こども園等への申込受付等 の保育業務全般の一体的な運用並びに保育の 必要性の認定情報の管理並びに協享業者の 管理及び給付費の支払管理事務を行う。 【業務内容】 ①認定・利用調整 ②確認 ②2確認 ②終わけ費の請求・支払 ⑤交付金の請求・古⇔国等) ⑥行政情報の報告(市⇔国等) ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での適如を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能 追加に伴う変更
令和5年3月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	・子ども子育て支援システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー	・子ども子育て支援システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の刑用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第68条	・番号法第9条第1項 別表(127の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第68条	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]なし[別表第二における情報照会の根拠及び主務省令]116の項/行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	[情報提供の根拠及び主務省令] なし [情報照会の根拠及び主務省令] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 155の項	事後	
令和6年9月27日	II しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月29日	II しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月29日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年8月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·		·